

昭和三十七年法律第三百三十四号

不当景品類及び不当表示防止法

目次

第二章 景品類及び表示に関する規制	第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止 (第四条—第三条)
第三章 景品類の提供及び表示の管理上の措置 (第七条)	第二節 措置命令 (第七条)
第四章 課徴金 (第八条—第二十一条)	第三節 景品類の制限及び表示の管理上の措置 (第二十二条—二十四条)
第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第四節 措置命令 (第七条)
第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)	第五節 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。(定義)	第二章 総則	第三章 景品類及び表示に関する規制	第四章 課徴金 (第八条—第二十一条)	第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)
第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のためにする行為を行なう役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第三十六条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。	第三章 景品類及び表示に関する規制	第四章 課徴金 (第八条—第二十一条)	第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)
第三条 内閣総理大臣は、前条第三項若しくは第四項の規定による指定をし、又はその変更若しくは廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならぬ。	第四章 課徴金 (第八条—第二十一条)	第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)	第七章 措置命令
第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方針その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。	第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)	第七章 措置命令	第八条 課徴金納付命令

第一条 この法律で「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。第五十一条において同じ。)の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものとしないものとする。	第二章 総則	第三章 景品類及び表示に関する規制	第四章 課徴金 (第八条—第二十一条)	第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)	第七章 措置命令
第二条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。	第二章 総則	第三章 景品類及び表示に関する規制	第四章 課徴金 (第八条—第二十一条)	第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)	第七章 措置命令
第三条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。	第二章 総則	第三章 景品類及び表示に関する規制	第四章 課徴金 (第八条—第二十一条)	第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)	第七章 措置命令
第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。	第二章 総則	第三章 景品類及び表示に関する規制	第四章 課徴金 (第八条—第二十一条)	第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)	第七章 措置命令

第一条 二以上の事業者が社員(社員に準ずるものと含む。)である一般社団法人その他の社団による二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している一般財團法人その他の財団	第二章 景品類及び表示の禁止	第三章 景品類の制限及び表示の管理上の措置	第四章 課徴金 (第八条—第二十一条)	第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)	第七章 措置命令
第二条 二以上の事業者が社員(社員に準ずるものと含む。)である一般社団法人その他の社団による二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している一般財團法人その他の財団	第二章 景品類及び表示の禁止	第三章 景品類の制限及び表示の管理上の措置	第四章 課徴金 (第八条—第二十一条)	第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)	第七章 措置命令
第三条 二以上の事業者が社員(社員に準ずるものと含む。)である一般社団法人その他の社団による二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している一般財團法人その他の財団	第二章 景品類及び表示の禁止	第三章 景品類の制限及び表示の管理上の措置	第四章 課徴金 (第八条—第二十一条)	第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)	第七章 措置命令
第四条 二以上の事業者が社員(社員に準ずるものと含む。)である一般社団法人その他の社団による二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している一般財團法人その他の財団	第二章 景品類及び表示の禁止	第三章 景品類の制限及び表示の管理上の措置	第四章 課徴金 (第八条—第二十一条)	第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)	第七章 措置命令
第五条 二以上の事業者が社員(社員に準ずるものと含む。)である一般社団法人その他の社団による二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している一般財團法人その他の財団	第二章 景品類及び表示の禁止	第三章 景品類の制限及び表示の管理上の措置	第四章 課徴金 (第八条—第二十一条)	第五章 報告の徴収及び立入検査等 (第二十一条)	第六章 罰則 (第四十六条—第五十二条)	第七章 措置命令

定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項若しくは第四項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

第十二条 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。（課徴金の納付義務等）

第十三条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

第十四条 第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

課徴金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした課徴金対象行為とみなして、第八条から前条まで並びに前二項及び次項の規定を適用する。

該法人が当該課徴金対象行為について第十五条の規定による通知を受けた日（以下この項において「調査開始日」という。）以後においてその一若しくは二以上の子会社等（事業者の子会社若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。以下この項において同じ。）に対して

当該課徴金対象行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社に限る。）が当該課徴金対象行為に係る事業についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に對して分割により当該課徴金対象行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下この項において「特定事業承継子会社等」という。）がした課徴金対象行為とみなして、第八条から前条まで及び前三項の規定を適用する。（この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第八条第一項中「当該事業者に対し」とあるのは、「特定事業承継子会社等（第十二条第八条第一項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、第一項中「受けた者は、第八条第一項」とあるのは、「受けた特定事業承継子会社等と連帶して、同項」とする。）

前項に規定する「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下この項において同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

二項から第六項まで及び第九条から前条までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定め

第十五条 内閣総理大臣は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行ふ場合には、その日時）までに相当な期間において、課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 納付を命じようとする課徴金の額

二 課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る納付命令の名宛人となるべき者に対する旨並びに出頭すべき日時及び場所

内閣総理大臣は、課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）、同項第三号に掲げる事項及び内閣総理大臣が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいふに出てするべき者に交付する旨を消費者庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から一週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第十六条 前条第一項の規定による通知を受けた者は（同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。次項及び第四項において「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、弁明に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

第十七条 課徴金納付命令は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為並びに納定期限を記載しなければならない。

（弁明の機会の付与の方式）

第十八条 内閣総理大臣は、課徴金をその納定期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、その督促に係る課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納定期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（納付の督促）

第十九条 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、課徴金納付命令を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 課徴金納付命令の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。

3 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に必要があると認めるときは、公務所又は私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（課徴金等の請求権）

第二十条 破産法（平成十六年法律第七十五号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五条）、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）及び金融機関等の更生手続の特別等に関する法律（平成八年法律第五十五号）の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の

口 違反する疑いのあつた法令の条項
ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨
(影響是正措置計画に係る認定の申請等)

第三十一条 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為による影響を是正するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする措置(以下この条及び第三十三条第一項第一号において「影響是正措置」という。)に関する計画(以下この条及び同号において「影響是正措置計画」という。)を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出して、その認定を申請することができる。

2 影響は正措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
1 影響是正措置の内容
2 影響是正措置の実施期限
3 その他内閣府令で定める事項

内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その影響は正措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 影響は正措置が疑いの理由となつた行為による影響を是正するために十分なものであること。
二 影響は正措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

4 第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その影響は正措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるとときは、これを却下しなければならない。

第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、同条第五項中「認定書」とあるのは、「取消書」と読み替えるものとする。

第三章 適格消費者団体の差止請求等
(差止請求権等)
第十三四条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体(以下「適格消費者団体」という。)は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、次に掲げる行為を行なうおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他者の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良での認定について準用する。(影響是正措置計画に係る認定の効果)

第三十二条 第七条第一項及び第八条第一項の規定は、内閣総理大臣が前条第三項の認定(同条)

第七項の変更の認定を含む。次条において同じ。)をした場合における該認定に係る疑いの理由となつた行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合は、この限りでない。

第三十三条 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三十一条第三項の認定を取り消さなければならない。

一 第三十一条第三項の認定を受けた影響は正措置計画に従つて影響は正措置が実施されていないと認めるとき。

二 第三十一条第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

三 第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による第三十一条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、第二十

七条第五項中「認定書」とあるのは、「取消書」と読み替えるものとする。

第三章 適格消費者団体の差止請求等
(差止請求権等)
第十三四条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体(以下「適格消費者団体」という。)は、事業者が現にす

る表示が前条第一項第一号に規定する表示に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事業者に対し、その理由を示して、当該事業者のす

る表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を開示するよう要請することができる。

事業者は、前項の資料に営業秘密(不正競争

防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。)が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き、前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない。

第四章 協定又は規約
(協定又は規約)
第三十六条 事業者は又は事業者団体は、内閣府令で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良で

あると誤認される表示をすること。

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良で

あると誤認される表示をすること。

三 第二条第一項及び第二条第二項に規定する内閣総理大臣及び公正取引委員会に協議しなければならない。

第五章 雜則
(権限の委任等)

第三十七条 内閣総理大臣は、前条第一項及び四項に規定する内閣府令を定めようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他

の政令で定める事情があるため、事業者に対し、措置命令、課徴金納付命令又は第二十四条

第一項の規定による勧告を効果的に行なう上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限

くは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をするこど。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不正に害するおそれがないこと。

三 不當に差別的でないこと。

四 当該協定若しくは規約から脱退することを不当に制限しないこと。

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第七条第一項及び第二項(同法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項及び第三項、第二十条第一項、第七十条の四第一項並びに第七十四条の規定は、第一項の認定を受けた協定又は規約及び

協定若しくは規約から脱退することを不当に制限しないこと。

六、当該認定を取り消さなければならない。

三 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項の認定を受けた協定又は規約が前項各号のいずれかに該当するときは、第三十一条第三項の認定を取り消さなければならない。

四 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項の認定を受けた協定又は規約が前項各号のいずれかに該当するときは、第三十一条第三項の認定を取り消さなければならない。

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第七条第一項及び第二項(同法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項及び第三項、第二十条第一項、第七十条の四第一項並びに第七十四条の規定は、第一項の認定を受けた協定又は規約及び

協定若しくは規約から脱退することを不当に制限しないこと。

(第二十五条第一項の規定による権限に限る。)を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5 事業者の事業を所管する大臣は、政令で定めることにより、第三項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び第四項の規定による権限(次項において「金融庁長官権限」と総称する。)について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限(前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第六項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

9 前項の規定により財務局長又は財務支局長により、第六項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

10 第六項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は物件の提出の命令(第八項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

11 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。(内閣府令への委任等)

2 第二十七条の規定は、内閣総理大臣が前項に規定する内閣府令(第三十六条第一項の協定又は規約について定めるものに限る。)を定めようとする場合について準用する。

第三十九条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

2 第二十七条の規定は、内閣総理大臣が前項に規定するもののが、内閣府令で定める。

第三十四条 送達すべき書類は、この法律に規定するもののが、内閣府令で定める。

第四十二条 送達すべき書類は、この法律に規定するもののが、内閣府令で定める。

(送達書類)

第四十三条 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十九条、第一百零三条、第一百三条、第一百五条、第一百六条、第一百七十七条(第一号に係る部分に限る。次条第一項第二号において同じ。)及び第三項、第一百八条並びに第一百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」と

あり、及び同法第七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「消費者庁の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、同法第八条中「裁判長」とあり、及び同法第一百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

第四十四条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合に公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第七条第一項の規定により送達をすることができない場合

三 内閣総理大臣は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国(第三号において「要請国」という。)の刑事事件の捜査等に使用する

ことについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は

二 当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請が行われたとした場合において、その行為が日本国に由れば罪に当たるものでないとき。

四 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第八条の規定により外國の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

五 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を消費者庁の掲示場に掲示し、又はその旨を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面上に表示したものを閲覧することができることに置く措置をとることにより行う。

六 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第四十五条 消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第九号に規定する

(関係者相互の連携)

(送達に関する民事訴訟法の準用)

年法律第百五十一号)第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの法律又は内閣府令の規定により書類を送達して行うこととしているものに係る事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第四十三条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

第六章 諷則

第四十六条 措置命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四十七条 第二十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 一 自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者を誤認させるような表示をしたとき。

二 自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者を誤認させれるような表示をしたとき。

三 他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者を誤認させれるような表示をしたとき。

二 前二条 各本条の罰金刑
一 第四十六条第一項 三億円以下の罰金刑
る規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、前項各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の規定を準用する。

第五十条 第四十六条第一項の違反があつた場合には、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、同項の罰金刑を科する。

第五十一条 第四十六条第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のために行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。）に対しても、それぞれ同項の罰金刑を科する。

2 前項の規定は、同項に規定する事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

第五十二条 第三十四条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のためご利用し、又は提供した適格消費者団体は、三十万円以下の過料に処する。

2 第二条若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止又は第三条の規定による制限若しくは禁止

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 括抄

も、行なうことができる。
附 則（昭和四七年五月三〇日法律第四四号）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(諮詢問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十二条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他意見陳述のための手続に相当する手續を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手續に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものとみなし)又はこれらのために手續は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年七月一六日法律第八号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定

定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る)(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。、第四十条中自然公園法附則第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定

農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第

(国等の事務)
第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ

の法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第三項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加

え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二二年五月一九日法律第十六号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年五月二三日法律第四五号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第四条の改正規定、第五条第一項の改正規定及び第六条第一項の改正規定並びに第九条の二の改正規定（第四条）を「第四条第一項」に改める部分に限る。並びに次条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法（以下「新法」という。）第四条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行後にした表示について適用し、同条ただし書に規定する規定の施行前にした表示について適用する。

第三条 新法第六条第二項及び第八条第一項の規定は、この法律の施行後に公正取引委員会がした排除命令について適用し、この法律の施行前に公正取引委員会がした排除命令については、なお従前の例による。

<p>第四条 新法第九条の二の規定は、この法律の施行前に既になくなっている行為については、適用しない。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第五条 附則第二条から前条までに定めるものは、この法律の施行に関して必要な経過措置を超えない範囲内で定める。</p>
<p>附 則 (平成一七年四月二七日法律第三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二十二条 施行日前に前条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項に規定する違反行為について行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通知又は前条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法第七条第一項の規定により適用される旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の賛本の送達があつた場合においては、当該違反行為に係る排除命令の手続及び審判手続に関しては、前条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

<p>附 則 (平成二〇年五月二日法律第二十九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十一午年四月一日から施行する。</p> <p>(附 則) (平成二一年六月五日法律第四十九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十一午年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第九条の規定 この法律の公布の日(处分等に関する経過措置)</p> <p>二 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この</p>

<p>三 附 則 (平成二〇年五月二日法律第二十九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十一午年四月一日から施行する。</p> <p>(附 則) (平成二一年六月五日法律第四十九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十一午年四月一日から施行する。</p> <p>二 附 則 (平成二二年六月一三日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。</p>

<p>三 附 則 (平成二二年六月一三日法律第六号) 抄</p> <p>(経過措置の原則)</p> <p>第一条 この法律は、行政手続法の規定による制限又は禁止は、施行日以内閣総理大臣がした新景品表示法第三条の規定による制限又は禁止とみなす。</p> <p>四 附 則 (平成二二年六月一三日法律第六号) 抄</p> <p>(経過措置の原則)</p> <p>第一条 この法律は、行政手続法の規定による制限又は禁止は、施行日以内閣総理大臣がした新景品表示法第三条の規定による制限若しくは禁止又は禁止とみなす。</p> <p>五 附 則 (平成二二年六月一三日法律第六号) 抄</p> <p>(経過措置の原則)</p> <p>第一条 この法律は、行政手続法の規定による制限又は禁止は、施行日以内閣総理大臣がした新景品表示法第三条の規定による制限若しくは禁止又は禁止とみなす。</p> <p>六 附 則 (平成二二年六月一三日法律第六号) 抄</p> <p>(経過措置の原則)</p> <p>第一条 この法律は、行政手続法の規定による制限又は禁止は、施行日以内閣総理大臣がした新景品表示法第三条の規定による制限若しくは禁止又は禁止とみなす。</p> <p>七 附 則 (平成二二年六月一三日法律第六号) 抄</p> <p>(経過措置の原則)</p> <p>第一条 この法律は、行政手続法の規定による制限又は禁止は、施行日以内閣総理大臣がした新景品表示法第三条の規定による制限若しくは禁止又は禁止とみなす。</p> <p>八 附 則 (平成二二年六月一三日法律第六号) 抄</p> <p>(経過措置の原則)</p> <p>第一条 この法律は、行政手続法の規定による制限又は禁止は、施行日以内閣総理大臣がした新景品表示法第三条の規定による制限若しくは禁止又は禁止とみなす。</p> <p>九 附 則 (平成二二年六月一三日法律第六号) 抄</p> <p>(経過措置の原則)</p> <p>第一条 この法律は、行政手続法の規定による制限又は禁止は、施行日以内閣総理大臣がした新景品表示法第三条の規定による制限若しくは禁止又は禁止とみなす。</p> <p>十 附 則 (平成二二年六月一三日法律第六号) 抄</p> <p>(経過措置の原則)</p> <p>第一条 この法律は、行政手続法の規定による制限又は禁止は、施行日以内閣総理大臣がした新景品表示法第三条の規定による制限若しくは禁止又は禁止とみなす。</p>

改正規定、第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第七条から第十一条までの規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

（不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七条の規定の例により、事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上必要な措置に関する指針を定めることができる。

2 前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において第一条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七条第二項の規定により定められたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十六年一月二七日法律第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、（経過措置）

第二条 この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法（以下「新法」という。）第二章第三節の規定は、この法律の施行の日（附則第七条において「施行日」という。）以後に行われた新法第八条第一項に規定する課徴金対象行為について適用する。（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

附 則（平成二十六年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、（経過措置）

第二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で（検討）

（調整規定）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第七条 施行日が行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行の日前である場合には、同法第二十八条のうち不当景品類及び不当表示防止法第十二条第十項の改正規定中「第十一条第十項」とあるのは、「第三十三条第十項」とする。

附 則（令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年五月一七日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年五月一七日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年五月一七日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第四条の規定（公布の日及び第四十七条」とあるのは、「第四十六条第二条 第十五条第二項の改正規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）

条及び第三十七条」とあるのは、「第四十六条第二条 この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法（次条において「新法」という。）第八条第四項から第六項までの規定は、不当景品類及び不当表示防止法第八条第一項に規定する課徴金対象行為（以下この条において「課徴金対象行為」という。）であつて、この法律の施行の日（以下この条及び附則第八条において「施行日」という。）前に開始し施行日以後もやめていないもの及び施行日以後に開始するものについての課徴金（施行日前に開始し施行日以後もやめていない課徴金対象行為についても、施行日以後もやめていないもの及び施行日以後に開始する部分に限る。）の算定について適用する。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前までの間ににおける新法第四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を消費者庁の掲示場に掲示し、又はその旨を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを開覧することができる状態に置く措置をとる」とあるのは、「消費者庁の掲示場に掲示する」と、同条第三項中「措置をとつた」とあるのは「掲示を始めた」とする。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（調整規定）

改正規定、第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第七条から第十一条までの規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

（不当景品類及び不当表示防止法の一
部改正に伴う経過措置）

第二条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七条の規定の例により、事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上必要な措置に関する指針を定めることができる。

2 前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において第一条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七条第二項の規定により定められたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（調整規定）

第七条 施行日が行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行の日前である場合には、同法第二十八条のうち「第三十三条第十項」とあるのは、「第三十三条第十項」とする。

（検討）

第八条 施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行の日前である場合には、同法第二十八条のうち「第三十三条第十項」とあるのは、「第三十三条第十項」とする。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（調整規定）

第十条 この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七条の規定の例により、事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上必要な措置に関する指針を定めることができる。

（検討）

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（調整規定）

第十二条 この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七条の規定の例により、事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上必要な措置に関する指針を定めることができる。

（検討）